

2009年2月5日(木)

京都経営主催 新春税制改正セミナー 第2部

平成21年度
税制改正セミナー
～事業承継関連税制～



税理士法人 京都経営
株式会社 京都経営 コンサルティング

税理士 五十棲 裕
E-mail: isozumi@kyotokeiei.com
<http://www.kyotokeiei.com>

早期の事業承継対策が重要

日本経済を支える中小企業では、近年経営者の高齢化が進行する一方で、後継者の確保がますます困難になっています。
また、事業承継に失敗して紛争が生じたり、会社の業績が悪化するケースが多い

年間廃業社数29万社のうち、約7万社が後継者がいない

【経営者の高齢化の進展】

- 経営者の高齢化の進展
- 企業数の減少(倒産・廃業)

【後継者確保が困難】

- 子どもが継ぎたがらない
- 安定志向・将来の不安

+

計画的な事業承継対策が重要

やる！

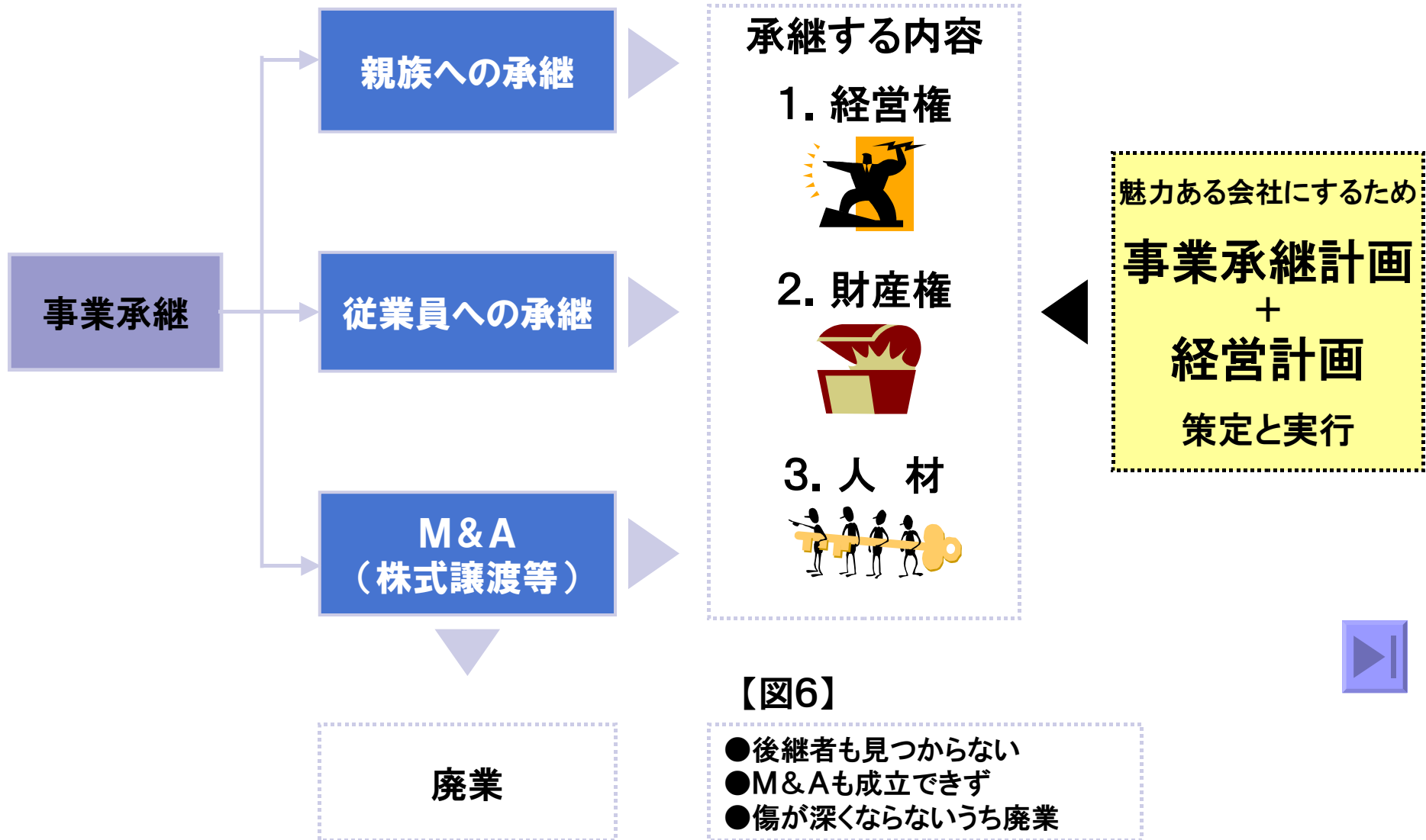
- 後継者の経営がスムーズに
- 従業員・取引先・地域発展へ
- 家庭円満に

やらない！

- 事業が不安定
- 雇用失われ、最悪倒産へ
- お家騒動(争族)の危険性

でも、「事業承継対策は面倒だから・・・」先送りにしていませんか？

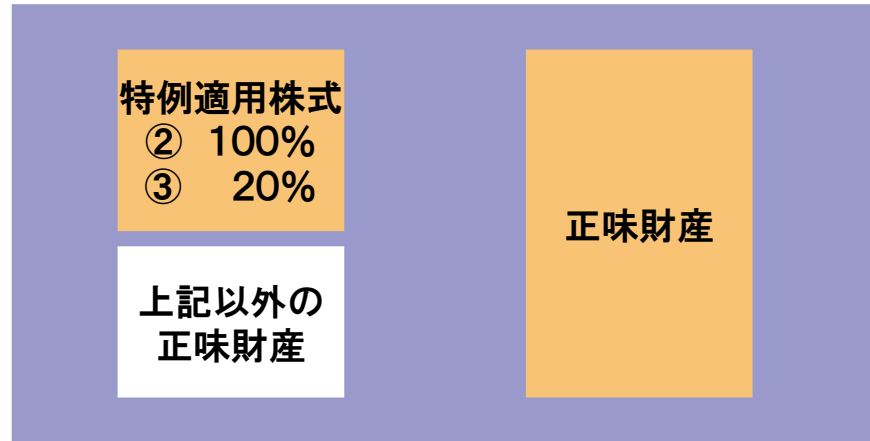
事業承継の3つの方法



相続税の納税猶予額の具体的計算①

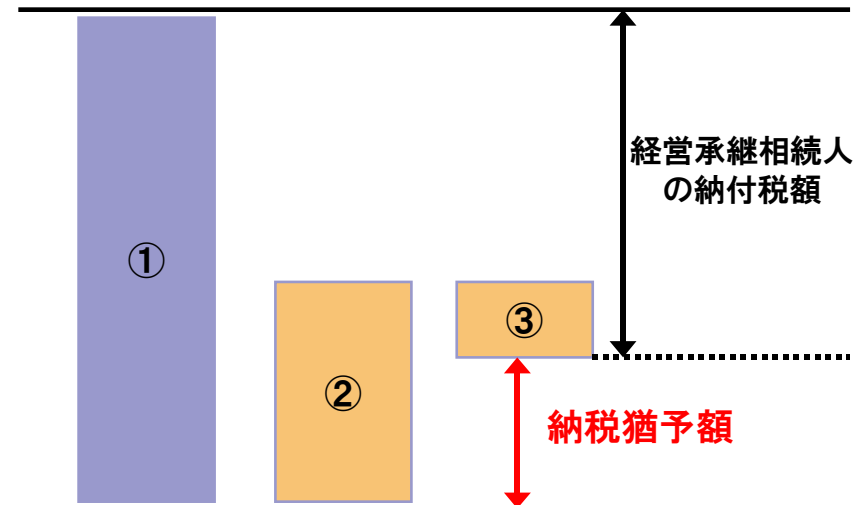
(経営承継相続人)

(その他の相続人)



相続分課税方式バージョン)

- ① 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を実施し、各相続人の相続税額を算出する。(経営承継相続人以外の相続人は、この額で相続税確定)
- ② 特例適用株式(100%)とその他の相続人が承継する正味財産額をベースに相続税額の計算を実施し、経営承継相続人の納付税額を算出する。
- ③ 特例適用株式(20%)とその他の相続人が承継する正味財産額をベースに相続税額の計算を実施し、経営承継相続人の納付税額を算出する。

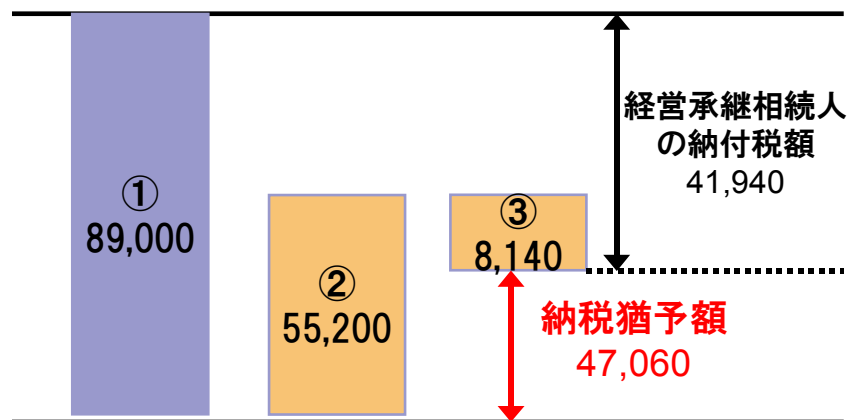


相続税の納税猶予額の具体的計算②

構成: 子A(承継者)、子B

(単位: 千円)

財産名	子A(承継者)	子B
特定適用株式	200,000	—
その他正味財産	100,000	300,000
課税価格 計	300,000	300,000



計算結果

(単位: 千円)

財産名	子A(承継者)	子B
納付税額①より	89,000	89,000
猶予税額(②-③)	△47,060	
課税価格 計	41,940	89,000

①納税猶予の適用を受けないものとして計算

課税遺産総額 600,000千円-70,000千円=530,000千円
 相続税の総額 530,000千円×1/2=265,000千円
 (265,000千円×40%-17,000円)×2人
 =178,000千円

子Aの納付税額 178,000千円×50%=89,000千円
 子Bの納付税額 178,000千円×50%=89,000千円

②特例適用株式100%(200,000千円)で計算

課税遺産総額 500,000千円-70,000千円=430,000千円
 相続税の総額 430,000千円×1/2=215,000千円
 (215,000千円×40%-17,000円)×2人
 =138,000千円

子Aの按分割合 200,000千円/500,000千円=40%
 子Aの納付税額 138,000千円×40%=55,200千円

③特例適用株式20%(40,000千円)で計算

課税遺産総額 340,000千円-70,000千円=270,000千円
 相続税の総額 270,000千円×1/2=135,000千円
 (135,000千円×40%-17,000円)×2人
 =74,000千円

子Aの按分割合 40,000千円/340,000千円=11%
 子Aの納付税額 74,000千円×11%=8,140千円

今後の税制改正の方向性

付則104条

政府は、基礎年金の国庫負担割合の1/2への引き上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年台の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

各税目ごとの改正の方向性

黒字⇒増税

青字⇒減税

所得税	<ul style="list-style-type: none">①最高税率の引き上げ②給与所得控除の上限規制③中低所得者世帯の負担軽減④金融所得課税の一体化
法人税	<ul style="list-style-type: none">①課税ベースの拡大②法人税率の引き下げ
消費税	<ul style="list-style-type: none">①年金・医療・介護・少子化対策目的税化②消費税率の引き上げ③低所得者への配慮のための複数税率の検討
相続税	<ul style="list-style-type: none">①課税ベースの拡大②税率構造の見直し(遺産取得課税方式)